

米子市淀江文化センター 設備器具使用料金表

(令和元年 10 月 1 日改定)

- ◆ 設備器具使用料は各使用 1 回あたりの料金です。午前(9 時～12 時まで)、午後(13 時～17 時まで)、夜間(18 時～22 時まで)の区分ごとに 1 回とします。
ただし、大ホール以外の施設に係る設備器具使用料は、9 時～22 時までの使用をもって 1 回とします。
- ◆ 設備器具使用料には、消費税及び地方消費税(10%)が加算されます。
- ◆ 設備器具使用料を合計して 10 円未満の端数が生じた時はその端数は切り捨てます。
- ◆ 大ホールを練習またはリハーサルでご利用いただく場合の設備器具使用料は、午前、午後、夜間のそれぞれの時間ごとに 1 回として算出した額の半額とします。

■照明関係設備

設備・備付けの器具	単位	1 回の使用料(円)	
		税抜額	税込額
ボーダーライト	1 列	1,000	1,100
シーリングスポットライト	1 台	200	220
フロントサイドスポットライト	1 台	200	220
センターピンスポットライト	1 台	2,000	2,200
ローアーホリゾンライト	一式	1,000	1,100
アッパーホリゾンライト	一式	1,000	1,100
移動用スポットライト(1 キロワット未満)	1 台	150	165
移動用スポットライト(1 キロワット以上)	1 台	200	220

■音響関係設備

設備・備え付けの器具	単位	1 回の使用料(円)	
		税抜額	税込額
音響設備(拡声装置、影アナを含む)	一式	2,000	2,200
マイクロホン	1 個	500	550
3 点吊りマイクロホン装置	一式	800	880
はね返りスピーカー	一式	400	440
録音再生機器	1 台	800	880
イベントホール音響設備(拡声装置)	一式	1,000	1,100
ポータブルワイヤレスアンプ(可搬型音響装置)	一式	100	110

■舞台関係設備

設備・備付けの器具	単位	1 回の使用料(円)	
		税抜額	税込額
音響反射板	一式	3,000	3,300
演台(花台を含む)	1 台	300	330
司会者用演台	1 台	300	330
指揮台(指揮者譜面台を含む)	1 台	300	330
めくり台	1 台	100	110
譜面台	1 台	50	55
平台	1 台	150	165
開き足・開き台	1 個	50	55
箱足・箱馬	1 個	50	55
木台	1 台	50	55
ヒナ壇ケコミ板	1 枚	100	110
地がすり	1 枚	1,000	1,100
緋毛せん	1 枚	200	220
高座用座布団	1 枚	100	110

■その他の設備

設備・備付けの器具	単位	1 回の使用料(円)	
		税抜額	税込額
コントラバス椅子	1 脚	50	55
グランドピアノ(ベーゼンドルファー275)	1 台	5,000	5,500
グランドピアノ(ヤマハS-6)	1 台	2,000	2,200
映写スクリーン	1 台	1,000	1,100
移動映写スクリーン	1 台	100	110
ビデオプロジェクター	一式	3,000	3,300
白布	1 枚	300	330
机(楽屋又は会議室内にある机を使用する場合を除く)	1 脚	50	55
椅子(楽屋又は会議室内にある椅子を使用する場合を除く)	1 脚	20	22
シャワー設備	1 室	500	550
展示用パネル	1 枚	100	110
コンセント(文化センターの設備又は備付けの器具を使用しない場合に限る。)	1 キロワット	100	110

※ピアノの使用料に、調律料は含まれません。

※コンセントの使用料を算出する場合においては、使用する設備又は器具の定格消費電力を合計して得た数値により算出するものとし、当該数値が 1 キロワット未満であるときその定格消費電力及び当該数値に 1 キロワット未満の端数があるときのその端数は、1 キロワットとする。